

公共空間活用の取組

- 公共空間活用による人中心のウォーカブルな空間形成に資する取組を**官民連携**により推進
 - 信濃川やすらぎ堤での河川空間のオープン化
 - ほこみち制度や国家戦略特区を根拠とする道路空間活用（ほこみち制度・市道南2-2号線、市道南2-4号線、国家戦略特区・市道南2-1号線）
 - ウォーカブルな空間作りに向けた社会実験の実施（東大通みちばたリビングなど）
- 民間事業者等の持続的な活用の前提となる取組の**活動資金の確保**や**収支状況**について調査
 - 河川：マネジメント事業者による**ミズベリング信濃川やすらぎ堤**の河川空間活用
 - 道路：地元商店街振興組合による**道路空間活用**



図 新潟市内での公共空間活用事業実施箇所



写真1 ミズベリング信濃川やすらぎ堤



写真2 社会実験・東大通みちばたリビング

両事例の特徴

- ① 固定的な活動資金の確保**
 - 固定的な活動資金があることで、資金の見通しが立ちやすくなるため、計画的・安定的に活用できる。
- ② 固定的な活動資金以外の資金調達手段も確保**
 - しかし、固定費以外の資金調達方法の有無は、イベント等の開催回数や規模に影響する。
- ③ 活動資金の調達を通じた周辺ステイクホルダーの公共空間活用事業への間接的な参画**
- ④ 行政による取組への適切な関与**
 - 行政が占用申請手続等を支援することで、手続費用の削減等につながる可能性を持つ。